

# 議案第 1 市内循環バスの導入について

## 市内循環バス運行（素案）

### 1 目的

本業務は、増加する高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通網を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資するため、市内循環バスを実施することを目的とする。

### 2 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）

### 3 事業主体

幸手市

### 4 運行主体

市と市内循環バス運行管理業務委託契約を締結した運行事業者

### 5 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送業（路線定期運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

### 6 契約期間

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 業務委託契約期間 | 契約締結の日から令和 9 年 1 月 31 日まで                   |
| (2) 本運行実施期間  | 令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで<br>※5 年間 |

### 7 業務内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 運行時間     | 概ね午前 8 時から午後 5 時 30 分まで<br>※主に昼間の通院・買い物等を利用目的とした時間帯を設定 |
| (2) 循環コース、便数 |  |
| 中央コース        | 1 日 8 便  |
| 東 A コース      | 1 日 4 便  |
| 東 B コース      | 1 日 4 便  |
| 西 A コース      | 1 日 4 便  |
| 西 B コース      | 1 日 4 便  |

(3) 運行経路及び停留所

運行経路は、別に定める市内循環バス路線図（別紙 1）によるものとする。ただし、運行経路は、停留所の位置などにより一部変更となる場合もある。停留所は、基準や許可要件に準じて設置する。

(4) 運行日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(5) 利用料

有料とする。

(6) 車両

循環バス用車両は、次のとおりとする。

① ノンステップバス 1台

概ね座席 18（車椅子対応時座席数 14）・立席 14・車椅子 1 人対応

② ワゴン福祉車両 2台

概ね乗車定員 10 人＋車椅子 1 人

③ 予備車両(乗車定員 10 人以上) 1台

## 8 利用者

利用者は、市内外問わず誰でも利用できるものとする。